

[平成19年 予算審査特別委員会]-[03月05日-02号]-P. 133

◆青山圭一 委員 私は、3点について、登戸土地区画整理事業についてはまちづくり局長、財政問題については財政局長、保育料の未納については健康福祉局長に、それぞれ一問一答方式でお伺いをさせていただきます。

まず初めに、まちづくり局長に登戸土地区画整理事業について伺います。まず、これまでの取り組み、今後の見通しについて伺います。特に平成18年度までに進捗率50%と設定をしておりましたが、見通しについて伺います。

次に、平成27年までの具体的なスケジュールについて、具体的な数値も含めて伺いたいと思います。完成が平成27年度以降にずれ込むことが今の進捗率では予測されるわけでありませけれども、その場合の手續についてもあわせて伺います。以上です。

◎寒河江啓壹 まちづくり局長 登戸土地区画整理事業についての御質問でございますが、まず、これまでの取り組みにつきましては、事業を開始した当初は下水の流末に当たる地区を中心に整備を進め、順次建築物の移転と公共施設の整備を進めてまいりましたが、最近では都市計画道路登戸3号線を中心に整備を進めているところでございます。現在の進捗状況といたしましては、本年1月25日に開催された登戸土地区画整理審議会の答申を受け、仮換地指定が50.7%となりましたので、平成18年度末までの目標を達成することができました。なお、建物移転率は約34%、道路整備率は約32%となっております。

次に、今後の取り組みにつきましては、引き続き登戸3号線の整備を進めるとともに、登戸1号線につきましても、昨年末に大規模地権者などの合意が得られ、整備の見通しが見えてまいりましたことから、関係権利者の御協力を得ながら整備を進めてまいります。また、登戸駅南口駅前広場周辺や向ヶ丘遊園駅北口周辺につきましても、関係権利者の御協力を得ながら整備を進めてまいります。

次に、平成27年度完成に向けたスケジュールにつきましては、平成15年度に改訂を行いました事業計画の中で計画事業費を770億円とし、計画事業期間を12年と定め、平成27年度事業完成に向けて推進してきたものでございます。今後の事業スケジュールにつきましては、平成19年度の川崎再生フロンティアプラン新実行計画の策定に合わせて、今後重点的に整備を進める地区の見直しなどを行い、検討してまいります。

次に、仮に平成27年度までに事業が完了しない場合には、事業計画の変更手続が必要となりますが、この土地区画整理事業につきましては、地域生活拠点にふさわしい登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区のまちづくりの骨格となる事業でございますので、権利者の御協力を得ながら、平成27年度までの完了を目指し事業に取り組んでまいります。以上でございます。

◆青山圭一 委員 ありがとうございます。平成18年度末までに進捗率50%を設定し、その目標を達成されたことは一定の評価をしておりますが、今のペースでは、地元では平成27年度完成は難しいとの声が支配的であります。今後の事業スケジュールについては平成19年度の川崎再生フロンティアプランの中で検討していくということですが、ぜひ平成27年度を目標に、さらにピッチを上げてやっていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

次に、財政問題について財政局長にお伺いしたいと思います。平成19年度予算案に関連して、以下の点について伺いたいと思います。まず、平成19年度予算に占める義務的経費51.4%と投資的経費14.1%の比率について。次に、平成21年度の人件費比率については、このまま推計するとどのような率になるのか。次に、決算時には財務諸表が11月ごろ公表をされておりますが、予算時における財務諸表の公表について。4点目、新地方公会計制度が今、議論をされておりますが、このことについて伺いたいと思います。さらに、徴収事務の民間委託について、一部の地方自治体等で徴収事務等についての民間委託の動きも出てきております。以上の点についてそれぞれお伺いをしたいと思います。

◎秀嶋善雄 財政局長 初めに、平成19年度予算案に占める義務的経費と投資的経費の比率についての御質問でございますが、義務的経費の比率でございますが、平成18年度と同率の51.4%となっております。その内訳でございますが、まず人件費につきましては、定年退職者の増加により退職手当が37億円の増となったものの、職員数の削減や健康保険料率の見直しを行ったことなどから13億円の増にとどまったところでございます。しかし、比率といたしましては、平成18年度と同率であるとともに、財政フレームで見込んでいた額より減少しており、改革の取り組みの成果が確実にあらわれているものと考えているところでございます。

次に、公債費でございますが、市債の償還元金が減となったことから、41億円の減、対前年度比5.1%の減となっております。一方、満期一括償還に係る減債基金の積み立てについて、財政フレームにおいて財源対策としての積み立ての繰り延べを予定しておりましたが、所要額全額を積み立てるなど財政の健全化に向けた取り組みを行ったところでございます。扶助費でございますが、少子化対策に伴う児童福祉の分野や高齢者福祉、障害者福祉の分野の充実などにより60億円の増、対前年度比7.0%の増と大きく増加しているところでございます。

次に、投資的経費の比率は14.1%となっておりますが、これは中原消防署改築事業費や京急大師線連続立体交差事業などの増があったものの、新川崎地区整備事業の用地購入費の減などによりまして、平成18年度に対しまして27億円の減、対前年度比3.4%の減となったものでございます。こうした性質別経費の推移につきまして、財政フレームに見込んできたところでございますので、引き続き計画的な財政運営を行うよう平成19年度に新たな財政フレームを策定してまいりたいと存じます。

2点目の平成21年度の人件費比率についての御質問でございますが、人件費比率などの構成比は他団体との比較を行う場合などには有効な財政指標の一つでございますが、割合をもって示す指標は、比率算定の分母となる予算総額やその枠組み等、他の要素や条件変化により大きく左右されるということもございまして、比率によって目標設定を行うことは難しい側面もございます。そうしたことから、人件費につきましては、第2次行財政改革プランにおきましては、3年間で職員数をさらに約1,000人削減するという実数をもって目標とし、予算において人件費の削減に努めてきたものでございます。いずれにいたしましても、本市の財政的課題として人件費の削減を行うことは大変重要と考えておりますので、平成19年度に予定されている次期実行計画、行財政改革プランの改定に合わせ、新たな財政フレームの策定を行ってまいりますが、引き続き行財政改革に着実に取り組み、人

件費の削減に努めてまいります。

3点目の予算における財務諸表の公表についての御質問でございますが、本市におきましては、平成10年度決算分から普通会計のバランスシートを、平成12年度決算分から普通会計の行政コスト計算書、全会計のバランスシートを、平成16年度決算分から第三セクターを含めた連結バランスシートを、平成17年度決算分から普通会計のキャッシュフロー計算書を作成、公表してきたところでございます。これらの財務諸表につきましては、他の自治体と比較が容易にできるよう、普通会計決算を組みかえる総務省方式に準拠して作成しているところでございます。予算における財務諸表におきましては、既に公表している財務諸表と比較ができるよう、普通会計ベースの予算を組みかえる方式により作成する手法が考えられるところでございますが、予算案につきましては、12月下旬に国から示される地方財政対策などを参考に、財政局原案の最終調整を行い、市長調整を経て、1月下旬に確定し、予算書等の作成に入るものでございます。このため、予算における財務諸表につきましては、予算案確定後からの作成となるため、予算審査特別委員会に資料として提出することは、時間的制約から難しいものでございます。あわせて、他都市との比較も難しいと考えているところでございます。

4点目の新しい地方公会計制度についての御質問でございますが、総務省は債務の増大を圧縮するなどの観点から、地方公共団体の資産、債務の管理などに必要な新たな公会計の整備について、新地方公会計制度研究会を設置し、検討を行いまして、平成18年5月に報告書が公表されております。同報告書によりますと、国の財務諸表に準拠した公会計モデルの提案、財務諸表の見直し、3年を目途とした新財務諸表の公表などが挙げられております。現在、同報告書で示されましたモデルの実証的検証、資産評価方法、財務諸表の活用のあり方等の諸問題について、平成18年7月に設置されました新地方公会計制度実務研究会により、実務的な観点からの検討が行われております。今年度末に検討結果等を公表するものと伺っております。本市といたしましては、今後、実務研究会の研究結果など国等の動向を注視するとともに、適切な対応を図ってまいります。

5点目の市税徴収事務の民間委託についての御質問でございますが、市税徴収事務につきましては、差し押さえや公売など公権力の行使を伴うことから、その民間委託は包括的に委託することはできず、公権力の行使に当たらない業務や公権力の行使に係る補助的な業務に限定されるものでございます。民間委託の主な例といたしましては、コンビニエンスストアへの収納委託、電算処理システムの開発・維持管理業務、インターネットオークションによる入札関係業務、納税通知書・督促状等の印刷、作成、封入等の業務がございましたが、本市ではいずれも既に実施しているところでございます。

その他の例といたしまして、滞納者に対する電話による自主納税の呼びかけ業務がございました。このことにつきましては、本市ではまず、滞納者全員に文書による催告を行っております。その後担当職員が電話や臨場により自主納税を呼びかけるとともに、折衝を行い、滞納者の現況、納税の意欲などを把握の上、差し押さえなど公権力の行使の必要性について判断することとしております。このように職員が直接電話をすることによる早期着手、早期処分を旨とする初期段階の滞納整理に力を入れているところでございまして、この結果、第2次行革プランにおける目標収入率95%を平成17年度において3年前倒しして達成するなど、一定の成果を上げているところでございます。現段階において新たな民

間委託の導入の予定はないところでございます。以上でございます。

◆青山圭一 委員 それぞれありがとうございました。現在、川崎市の財政問題を考える川崎市財政問題研究会が実施をされております。その資料によりますと、人件費比率は本市及び他の政令指定都市ともに減少傾向にあるものの、他都市と比べ、人件費比率が高い傾向に本市はあるとされております。また、分析資料にあるとおり、昭和47年から義務的経費は他の政令指定都市平均を上回っております。さらに、市債残高は平成6年度以降急激に増額し、財政の硬直化の要因となっていると財政問題研究会は分析をしております。今後、金利上昇が予見される中で、市債償還に対する利払い増加による負担増も見込まれております。本市は平成21年度に減債基金から借入れをすることなく予算を組むということを行革プランの大目標としているわけでありましてけれども、それだけの目標では十分とは言えないのではないかと私は考えます。人件費の比率、義務的経費の比率、市債発行の抑制などの目標を設定すべきと思いますが、見解と対応を財政局長に伺います。

◎秀嶋善雄 財政局長 新たな目標設定についての御質問でございますが、第2次行財政改革プランは平成17年度から平成19年度までの取り組み期間でございますので、平成19年度に予定されている改定に合わせ、新たな財政フレームを策定する予定でございます。新たな財政的な目標につきましては、財政フレームの策定作業の中で検討してまいりたいと考えておりますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律案では、健全化を図る指標として実質公債費比率など4つの指標が健全化判断比率として示されたところでございますので、こうした指標も参考にしながら今後検討してまいります。以上でございます。

◆青山圭一 委員 ありがとうございます。今回の答弁では具体的な目標設定は残念ながらございませんでした。新たな財政的な目標について、財政フレームの策定作業の中で検討していくということでありまして、ぜひ人件費、そして義務的経費の比率、市債発行の抑制などは重要な指標であると思っておりますので、財政フレームの中でこうした指標がしっかりと盛り込まれることを要望しておきたいと思っております。第1次プランの中では、平成21年度から減債基金の借入れをなくするという目標の一つに、指定都市平均の17.5%を目標とするという項目があったにもかかわらず、第2次プランにはなぜかなくなっているということでありまして。財政局でつくっている財政読本にも、人件費比率は21.8%で、これを見たら本当に高いなど。いろんなことを取り組みとしてやっていることは、私も理解はしておりますけれども、こういった数字は雄弁でありますので、しっかり目標を持ってやっていただきたいということを申し上げたいと思っております。

最後に、保育料の未納について何点か伺いたいと思っております。先ほど飯田委員から給食費の未納について話がありましたが、未納についての取り組み状況等について伺いたいと思っております。まず初めに、過去3年間の収入未済額、不納欠損額について、2点目として、現時点における長期未納期間別の人数、金額について、入所以来納付を全くしていない人も含めて伺いたいと思っております。このような未納者に対して、どのような措置をしてきたのか、今後の取り組みも含め、こちらは健康福祉局長にお伺いしたいと思っております。

◎入江高一 健康福祉局長 保育料の未納についての御質問でございますが、初めに、過去3年間の保育料の収入未済額及び不納欠損額につきましては、収入未済額につきましては平成15年度は約2億9,994万円、平成16年度は約2億8,434万円、平成17年度は約2億7,796万円でございます。不納欠損額につきましては、平成15年度は約6,131万円、平成16年度は約5,565万円、平成17年度は約4,813万円でございます。

次に、長期にわたる保育料の未納者等についてでございますが、平成19年2月末現在の長期にわたる滞納者の未納期間別の人数及び滞納金額につきましては、6カ月以上12カ月未満は125人で約2,071万円、12カ月以上24カ月未満は73人で約2,128万円、24カ月以上36カ月未満は40人で約2,411万円、36カ月以上は16人で約1,532万円でございます。このうち入所以来1年以上一度も納付していない滞納者につきましては、5人で約330万円でございます。

次に、保育料の未納者に対する納付指導についてでございますが、保育料未納者に対しましては、督促状、催告状による納付指導に加え、保育園長が個別面談による納付指導、また、保育料徴収指導員が夜間、電話による納付指導を行っているところでございます。今後の取り組みにつきましては、これらの納付指導の強化に加え、新たな保育料未納者を発生させないよう、未納者の早期発見、早期指導に努めてまいりたいと存じます。また、滞納理由の不明確な長期間の未納者につきましては、保育料徴収指導員が園長とともに個別指導を行い、滞納理由を把握した上で、納付指導を強化してまいりたいと存じます。以上でございます。

◆青山圭一 委員 ありがとうございます。平成17年度の収入未済額は2億7,796万円、不納欠損額は4,813万円とのことであります。これはちょっと金額が大きいので非常に大きいと思うわけでありませうけれども、問題は次の答弁なんですね。長期間にわたる未納者ということで、6カ月以上12カ月未満は125人で2,071万円。そして、12カ月以上24カ月未満——1年から2年ということですね、73人で2,128万円。そして、24カ月以上36カ月未満、40人で2,411万円。そして、36カ月——3年ですね、16人で1,532万円。そしてさらに、在園児の中で入所以来一度も納付してなく、かつ1年以上の滞納者及び金額は5人で330万円ということでありました。いやあ、本当に驚きましたね、これは。健康福祉局は待機児童の解消に向けて、今回の議会でもいろいろやりとりがあって、取り組んでいることについては私も一定の理解をしておりますが——一定のね。この滞納者の数と金額は本当に驚かざるを得ません。保育園に入れる親は収入に見合った保育料が設定されているはずであります。特に入所以来一度も納付していない人がいるのは信じられないわけでありませう。公平性の観点からも大問題であります。保育料未納者に対して督促状、催告状による納付指導、保育料徴収指導員が電話による指導を行っているとの答弁でありました。

そこで、まずこれらの未納者の状況をどう考えているのか、他に待機者がいる中で2年も3年も保育料を納付しない、ましてや入所以来一度も納付しない人を放置している状況を改善できないのか、法的措置も含めて伺います。さらに、未納者に対する徴収指導員の数も充足しているのか、取扱件数も含めて伺いたいと思います。

◎入江高一 健康福祉局長 保育料の未納についての御質問でございますが、保育料は保

育運営や多様な保育施策を行う上で貴重な財源となっており、また、納付義務の履行に対する市民の公平性の観点から、保育料の滞納につきましては重大な課題であると認識しているところでございます。新たな保育料滞納者を生じさせないよう、平成18年8月から、保育所入所選考基準の調整項目におきまして、申し込み時において保育料を滞納していない世帯の項目を追加し、保育料滞納世帯の新たな入所についての注意を促したところでございますが、長期滞納者への対策といたしましては、滞納内容などを把握した上で、法的措置なども視野に入れ検討してまいりたいと存じます。また、滞納解消に携わる職員として非常勤嘱託の保育料徴収指導員を2名配置しているところでございますが、長期滞納者への納付指導の取扱件数は、平成19年2月末現在、381件でございますが、これらにつきましても昼間の電話による納付指導のみならず、滞納家庭の保護者が家庭にいる確率の高い夜間に行うなど、納付指導を効率的・効果的に行うことにより収納率の向上に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

◆青山圭一 委員 何度となくこの問題を取り上げておりますのは、公平性の観点から未納者に対してしかるべき措置をとることが、秩序を維持する上での最低条件であると私は考えています。繰り返しになりますが、2年、3年、ましてや一度も納付をしていない人を放置しているのは、適正に保育料を払っている人に著しい不平等感を与えます。また、今議会においても何度となく待機児童の問題が取り上げられておりますが、一定期間未納が続いた場合——払えるのに払わない場合ということですが——酷なようですが、本当に保育所を必要としている良識ある人、しっかり保育料を払う人とかかわってもらうのが私は一つではないかと考えます。法的措置も視野に入れるとのことでありますので、適切な対応を強く要望しておきたいと思っております。先ほど資料をいただいたのですが、保育料未納件数ということで、参考までに40件以上50件未満——これは40カ月から50カ月までが5人、そして50カ月から60カ月未満が1人ということですが——これは本当に深刻な問題だと思っておりますよ。今、収入役であります石野収入役も、当時、健康福祉局長だったときに、しっかり取り組んでいきますとおっしゃっていただいたので、それから多少なりの取り組みはしているかと思っておりますけれども、ぜひ公平性の観点から、そういったことの法的な措置も含めて、しっかりとした取り組みをよろしくお願い申し上げまして、私の質問を終わりたいと思っております。